株券提出不能に対する異議申述公告

当社は、平成二十七年九月二十一日を効力発生日として、当社が発行する全部取得条項付優先株式を全て取得しましたが、その際、当該株式に係る株券の提出を求めたところ、後記の株主から株券を提出できない旨の申し出がありました。よって、これらの株主に対して旧株券と引換でなしに当該株式の取得対価を交付することに異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年九月二十四日

岐阜県大垣市上石津町堂之上一五二六番地二

太養興産株式会社

代表取締役　長谷部基司

当社優先株式

券別	枚数	記号番号	名義人住所	氏名
一株券	一	U ○○○○二	岐阜県大垣市長沢町四丁目五〇―一	株式会社愛大運輸
一株券	一	U ○○○六三	愛知県一宮市石山町一五	安藤　法夫
一株券	一	U ○○○七六	岐阜県大垣市中川町二丁目一四番地	伊藤　誠
一株券	一	U ○○○八三	岐阜県養老郡養老町石畑八五―二	伊藤　篤優
一株券	一	U ○○一三八	愛知県清須市春日社子地六二番地	株式会社エースプレッズ
一株券	一	U ○○一四八	岐阜県大垣市安井町七丁目一三番地四	江森　正
一株券	一	U ○○一五一	岐阜県海津市平田町今尾九三三―二	赤尾　秀樹
一株券	一	U ○○一五五	岐阜県大垣市中川町四丁目一五七番地の三	奥田　忠男
一株券	一	U ○○一六二	岐阜県大垣市割田町五一六―五	小幡　淳平
一株券	一	U ○○一六一	岐阜県大垣市三塚町一〇九二―一	加藤　浩一
一株券	一	U ○○三一三	岐阜県大垣市長沢町四丁目二八―一一	下川　勉
一株券	一	U ○○三四九	岐阜県岐阜市万代町一丁目三一番地	久世　悟
一株券	一	U ○○四一六	岐阜県羽島郡笠松町門間一九四五	近藤　秀隆
一株券	一	U ○○四四〇	愛知県名古屋市緑区有松一八二二	酒松　和子
一株券	一	U ○○四七一	岐阜県大垣市本今六丁目三三番地	株式会社三貴
一株券	一	U ○○五五六	岐阜県大垣市静里町四五―二	鈴木登史朗
一株券	一	U ○○五六一	兵庫県神戸市中央区港島南町一―四―四	西進商事株式会社
一株券	一	U ○○六〇四	岐阜県不破郡垂井町岩手一五二	髙木　光司
一株券	一	U ○○六一三	岐阜県大垣市草道島町四五二の一	髙橋　節子
一株券	一	U ○○六一四	岐阜県大垣市郭町東二―七四キャッスルハイツ大垣郭町一一〇一	高橋　正光
一株券	一	U ○○六三一	岐阜県養老郡養老町養老公園一二九〇―一六七	株式会社滝元館
一株券	一	U ○○六四八	岐阜県大垣市鶴見町一二六―二	田中　龍博
一株券	一	U ○○六四九	愛知県丹羽郡扶桑町高雄下山三一七	田中　義一
一株券	一	U ○○六五〇	岐阜県揖斐郡池田町八幡一〇五五―一〇	田中　嗣生
一株券	一	U ○○六九二	岐阜県揖斐郡池田町草深五四一番地	坪井　恵洋
一株券	二	U ○○七四〇～○○七四一	愛知県安城市今本町東向山七番地	豊臣機工株式会社
一株券	一	U ○○七七五	愛知県知多郡阿久比町大字卯坂栗之木谷三―四	新美　範幸
一株券	一	U ○○七八一	岐阜県不破郡垂井町府中二四八四―五	竹留　利満
一株券	一	U ○○八二七	岐阜県揖斐郡池田町萩原一〇八四	野原　覚
一株券	一	U ○○八三六	岐阜県大垣市郭町東二丁目六六番地	服部　隆博
一株券	一	U ○○八五二	京都府木津川市相楽西村八―三〇	原　幸彦
一株券	一	U ○○八六七	岐阜県大垣市大井二丁目一五番地	日比ひろ子
一株券	一	U ○○九三六	岐阜県岐阜市次木六〇一―七	堀　幸夫
一株券	一	U ○○九三九	岐阜県大垣市美和町一八一二―五	牧村　修
一株券	一	U ○○九四七	岐阜県海津市海津町高須町一二〇三	松岡　吾一
一株券	一	U ○○九五五	愛知県名古屋市守山区瀬古三丁目一一五四番地	松尾紙器株式会社
一株券	一	U ○○九五六	岐阜県羽島市江吉良町一四二三番地	松下　静子
一株券	一	U ○○九七九	愛知県名古屋市港区十一屋一丁目一〇番地	有限会社三浦製鎖所
一株券	一	U ○一〇四九	岐阜県大垣市郭町一丁目一〇九―二	柳　幸治
一株券	一	U ○一〇五七	岐阜県大垣市築捨町一丁目六二の五	山内　克利
一株券	一	U ○一〇五八	岐阜県大垣市築捨町一丁目六二の五	山内　ナリ

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成27年9月24日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。